

議案第128号

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年12月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号アを次のように改める。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

第6条第1項第5号サを同号シとし、同号コ中「キ」を「ク」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「キ」を「ク」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「キ」を「ク」に改め、同号クを同号ケとし、同号イからキまでを同号ウからクまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第11条第1項第4号中「サ」を「シ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1条—第5条（略）</p> <p>（許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)—(4)（略）</p> <p>(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの</u></p> <p>イ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>ウ—ク（略）</p> <p>ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからクまでのいずれかに該当するもの</p> <p>コ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>サ 個人で規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>シ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第7条—第10条（略）</p> | <p>第1条—第5条（略）</p> <p>（許可基準）</p> <p>第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>(1)—(4)（略）</p> <p>(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>_____</p> <p>イ—キ（略）</p> <p>ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>サ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第7条—第10条（略）</p> |

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、又は事業の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて生活環境の確保及び災害の防止のための必要な措置を採ること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1)―(3) (略)

(4) 第6条第1項第5号アからシまでのいずれかに該当するに至った者

2 (略)

第12条 (以下略)

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、又は事業の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて生活環境の確保及び災害の防止のための必要な措置を採ること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(1)―(3) (略)

(4) 第6条第1項第5号アからサまでのいずれかに該当するに至った者

2 (略)

第12条 (以下略)